

【別紙】 新旧対照表

現行	変更案（下線が変更部分）
<p>別紙</p> <p>第2部の3の「試験的な提供」の内容は、以下のとおりである。</p> <p>1 試験的な提供の目的</p> <p>放送を補完する観点から、<u>国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を放送と同時に提供</u>するサービスの改善・向上の検討に資すること。</p> <p>2 試験的な提供の種類・内容</p> <p>[試験的提供A]</p> <p>国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した特定の生放送番組若干を、一般に対して試験的に提供する。</p>	<p>別紙</p> <p><同左></p> <p>1 試験的な提供の目的</p> <p>放送を補完する観点から、<u>国内テレビジョン放送の放送番組を放送と同時に提供</u>するサービスの改善・向上の検討に資すること。</p> <p>2 試験的な提供の種類・内容</p> <p><u>以下の種類ごとの内容を実施するものとする。</u></p> <p><u>放送と同時に行う提供にあわせて、放送番組を放送時間内において時差再生可能な形で提供（早戻し配信）し、または、放送が終了してから試験的な提供が終了するまでの間の一定期間にわたって提供（見逃し配信）することがある。見逃し配信については、1日あたりの提供時間を限定しない。</u></p> <p>[試験的提供A]</p> <p>① <同左></p> <p>② <u>上記のほか、オリンピック・パラリンピックピョンチャン大会に際して行う同大会の国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の番組のうち、3(2)に掲げる項目について検証するため、その検証に適した放送番組を、一般に対して試験的に提供する。</u></p>

現行	変更案（下線が変更部分）
<p>[試験的提供B]</p> <p>国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、<u>1日16時間以内の範囲で、期間を限定して試験的に提供する。</u></p> <p>3 試験的な提供の実施方法</p> <p>(1) 規模</p> <p>[試験的提供A]</p> <p><u>試験的な提供は、スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間5件程度（1日あたり最大4時間程度）を超えない範囲とする。</u></p>	<p>[試験的提供B]</p> <p>国内テレビジョン放送（総合放送・教育放送）の放送番組を、受信契約者（その世帯構成員を含む。）から適正に募集・依頼する参加者を対象に、3(2)に掲げる項目について検証するため、期間を限定して試験的に提供する。<u>ただし、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を参加者に含めることがある。</u></p> <p>[試験的提供C]</p> <p><u>国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組を4K信号により伝送し、3(2)に掲げる項目について検証するため、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象として試験的に提供する。提供の対象には、当該信号の受信に適したものとして事前に公表する要件に合致する受信機器を加えることがある。</u></p> <p>3 試験的な提供の実施方法</p> <p>(1) 規模</p> <p><u>以下の種類ごとの規模により実施するものとする。</u></p> <p><u>ただし、各日の当該放送波の放送番組をすべて提供することはないものとする。</u></p> <p>[試験的提供A]</p> <p>① <u>スポーツイベントの生放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。対象イベントは年間5件程度（1日あたり最大4時間程度）を超えない範囲とする。</u></p>

現行	変更案（下線が変更部分）
<p>[試験的提供B]</p> <p>(ア) 試験的な提供一回あたりの提供期間は、1週間から3か月以内とし、提供ごとに個別に定める。</p> <p>(イ) 参加者は、<u>受信契約者（その世帯構成員を含む。）</u>から募集した数千人から1万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。</p> <p>(2) 検証する主な項目</p> <p>(ア) 権利処理上の課題</p> <p>(イ) 配信システムへの負荷</p> <p>(ウ) 受信契約者を確認するための方法</p> <p>(エ) 配信に要する費用</p> <p>(オ) 視聴二ーズ</p> <p>(カ) その他</p>	<p>② <u>オリンピック・パラリンピックピョンチャン大会に際して行う試験的な提供については、その期間中、同大会の放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して実施する。1日あたりの提供時間は16時間以内とする。</u></p> <p>[試験的提供B]</p> <p>(ア) 試験的な提供一回あたりの提供期間は、1週間から3か月以内とし、提供ごとに個別に定める。<u>1日あたりの提供時間は20時間以内とする。</u></p> <p>(イ) 参加者は、<u>受信契約者</u>から募集した数千人から1万人以内の規模とし、提供ごとに個別に定める。<u>この参加者には、テレビジョン受信機を持たない人が放送番組の同時配信をどのように利用するか等を把握するため、受信契約者以外の人を含めることがある。</u></p> <p>[試験的提供C]</p> <p><u>国内テレビジョン放送（衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送）の放送番組から検証項目にふさわしいものを選定して、実施する。1日あたりの提供時間は5時間以内とする。</u></p> <p>(2) 検証する主な項目</p> <p>(ア) } (イ) } <同左> (ウ) } (エ) } (オ) } (カ) <u>地域放送番組の配信に関する課題</u> (キ) <u>その他</u></p>

現行	変更案（下線が変更部分）
<p>(3) 費用、提供条件等 第2部の規定の枠内とする。</p> <p>(4) 公表等</p> <p>(ア) 実施日時（期間）、提供内容、費用等を含む試験計画を事前に作成し、公表する。</p> <p>(イ) 実施に際しては、試験的な提供であることを明示する。</p> <p>(ウ) 試験的な提供が終了する都度、提供した放送番組および提供時間を協会のホームページで公表する。試験結果については、終了後速やかに取りまとめ、協会のホームページで公表する。</p>	<p>(3) 費用、提供条件等 <同左></p> <p>(4) 公表等</p> <p>(ア) } (イ) } <同左> (ウ) }</p> <p><u>(I) 試験的提供Cにおいて、ハイブリッドキャスト対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器に加えて、当該信号の受信に適した要件に合致する受信機器を対象とする場合には、当該要件を事前に協会のホームページで公表する。</u></p>
<p>附則</p> <p><u>平成29年7月12日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p><u>平成〇年〇月〇日に総務大臣の認可を得て変更した基準については、当該認可の日から施行する。</u></p>

以上